

資格等取得支援事業

【募集要項】

砂川市 商工労働観光課 商工振興係

問い合わせ先 0125-74-8382

目次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象期間	1
5. 事業のスキーム	2
6. 補助対象資格	2
7. 補助対象経費	2
8. 補助率等	3
9. 応募手続きの概要	3
10. 選考	4
11. 採択	4
12. 交付決定	4
13. 補助金の交付	4
14. 交付決定後の注意事項	4
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合	5

1. 事業の目的

少子高齢化や若年者の市外流失などにより人手不足が深刻化していることから、従業員が業務に必要な資格等の取得に係る費用を補助することにより、雇用の促進や定着、地域産業の振興を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①中小企業基本法第2条に基づく中小企業者
- ②主たる事務所を本市に有する中小企業団体法第3条第1項に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合若しくは協業組合で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの
- ③主たる事務所を本市に有する商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの

なお、次の各号に掲げる者は申請することができません。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力であること、また、反社会的勢力との関係を有している者。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける者
- (3) 公序良俗に問題のある事業を行う者
- (4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）を行う者

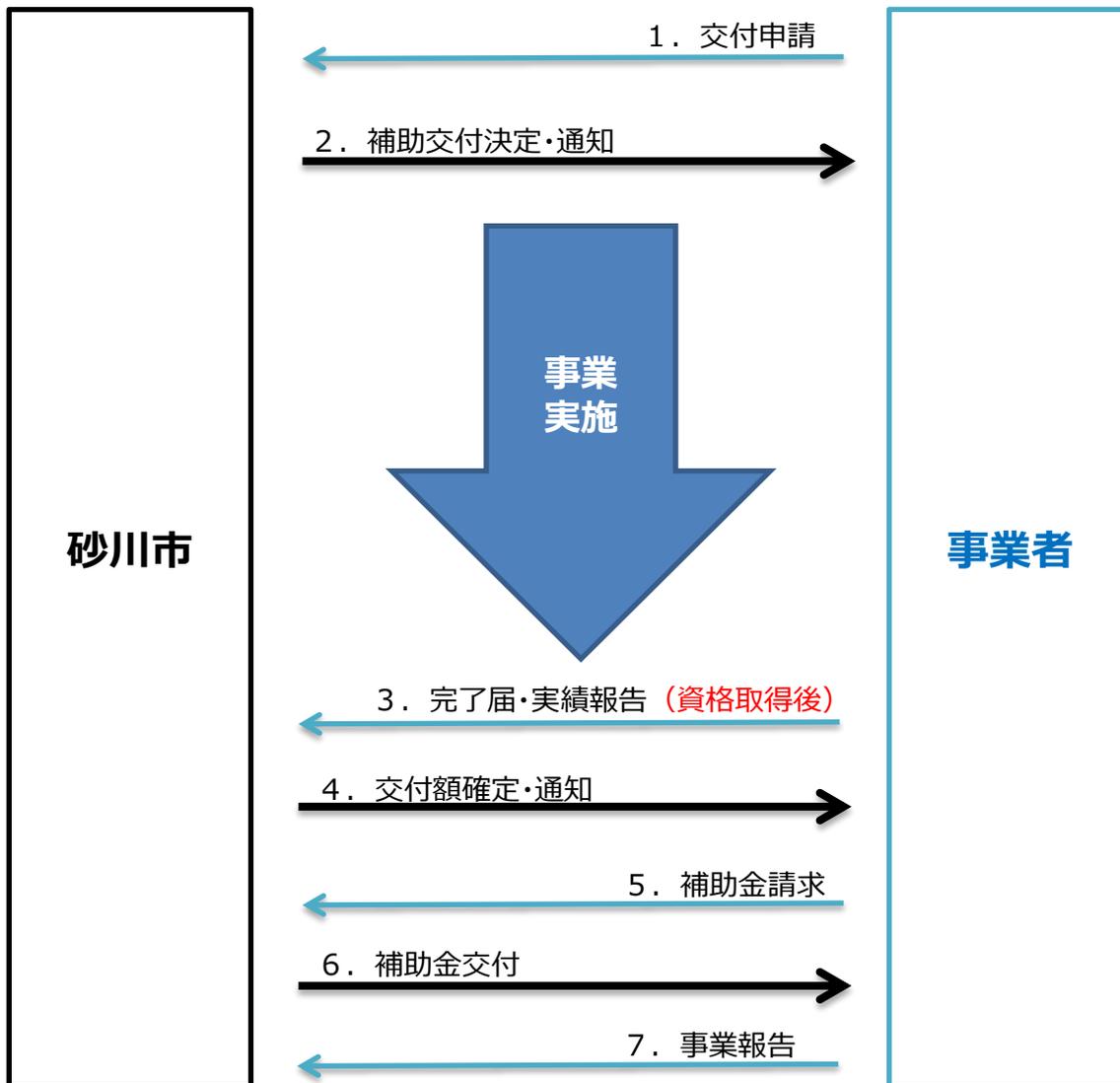
3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という）は、市内の中小企業者が市内在住の従業員に対して、業務に必要な資格等を取得させる事業とします。

4. 補助対象期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長でその交付決定に属する当該年度3月末日までとします。

5. 事業のスキーム



6. 補助対象資格等

補助対象資格等は、国家資格、技能検定、技能講習、厚生労働省が実施する教育訓練給付制度の対象となっている資格とします。

7. 補助対象経費

補助対象経費は、市内在住の従業員が取得する資格等で、中小企業者が負担する受験料・受講料・登録費用とします。

※ 交通費や宿泊費は除く。なお、資格等を取得できなかった場合は対象外です

8. 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

また、補助金の交付は事業完了後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

補助率等	補助対象経費の 100 分の 50
補助上限	1 資格あたり 5 万円

なお、1 事業者当たりの補助上限額は雇用保険に加入している従業員数によって決定します。

- ① 10 万円：雇用保険に加入している従業員数が 5 人以下
- ② 30 万円：従業員数が 6 人以上 20 人以下
- ③ 50 万円：従業員数が 21 人以上

※ 対象の従業員が資格等を取得後 1 年以内に転出または退職したときは補助金を返還していただきます

9. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

事業実施の 1 か月前までの申請が必要です。

(2) 提出先（お問い合わせ先）等

〒073-0195
砂川市西 7 条北 2 丁目 1 番 1 号
砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
TEL.0125-74-8382

(3) 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 誓約書および同意書
- ③ 事業計画書（別紙）
- ④ 取得する資格の受験料等が分かる書類
- ⑤ 雇用保険に加入している従業員数が分かる書類
- ⑥ 対象従業員の現住所が確認できる書類
- ⑦ 納税確認書

10. 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。
審査の手順は以下のとおりです。

①資格審査（すべての方）

主に、「2. 補助対象者」に適合しているか審査します。

②書面審査（資格審査を通過した方）及びヒアリング審査

原則、事業計画書等の提出された書類により審査を行いますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

上記①②の後に採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

11. 採択

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

12. 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

13. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、3 か月以内に完了届を提出いただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を当課にて確定した後、精算払いとなります。

※ 補助金は、経理上交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税又は所得税の課税対象となります

14. 交付決定後の注意事項

（1）補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

（2）アンケート

補助事業完了後、当該事業についてのアンケートを当課にて報告していただく場合があります。

（3）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の5年間、管理・保存しなければなりません。

15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出いただく事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約いただきます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業またはその他経営に実質的に関与していると認められること

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

(2) 応募者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後、交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、(2)と同様の取扱いとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて砂川市の信用を毀損し、または砂川市の業務を妨害する行為

⑤その他の前各号に準ずる行為